

大阪広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年 2月22日

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第4号

大阪広域水道企業団水道用水供給条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団水道用水供給条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給水料金の額) 第10条 給水料金は、水量に対し、1立方メートルにつき、72円の割合で計算した額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。	(給水料金の額) 第10条 給水料金は、水量に対し、1立方メートルにつき、72円の割合で計算した額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この条例は、平成31年10月1日から施行する。